

令和5年度施行

設 計 書 （ 公 示 用 ）

業務名 令和5年度 生活道路の新たな除雪方法の試行に係るアンケート集計業務

札幌市建設局土木部雪対策室

業務名 令和5年度 生活道路の新たな除雪方法の試行に係るアンケート集計業務

| | | |
|------|---------|--------|
| | 総委託費 | _____円 |
| 一金内訳 | 委託費 | _____円 |
| | 消費税等相当額 | _____円 |

業務説明

1 業務の概要

「生活道路の新たな除雪方法の試行」で実施したアンケート調査票の集計

・アンケートの集計

全戸・全事業者アンケート 6,400部程度

町内会役員向けアンケート・ヒアリング 50部程度

道路維持除雪業務受託者向けアンケート・ヒアリング 30部程度

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年7月28日まで

3 成果品

・報告書（A4版縦左綴・印刷）1部

・報告書概要版（A3、2枚程度）1部

・報告書の電子データ（CD、DVDなど記録媒体）一式

・業務において制作・作成した物品 一式

4 その他

別紙仕様書による。疑義や詳細については、担当職員と協議すること。

5 業務担当部局

札幌市建設局土木部雪対策室計画課 電話 211-2682

業 務 仕 様 書

1 業務の概要

本業務は、令和4年度に試行した「生活道路の新たな除雪方法」の試行地域に対して実施したアンケート調査の集計及び分析により、地域や道路維持除雪業務受託者の意見を把握し、本取組の検討に向けた基礎資料を得ることを目的としている。

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年7月28日(金)まで

3 業務の着手

受託者は、本業務を実施するにあたり、業務着手届を着手時に提出するものとする。

4 業務の完了

受託者は、本業務を完了するにあたり、業務完了届と成果品を提出すること。なお、成果品には、業務概要、履行期間、業務委託料、当該業務の内容、受託者名（住所、電話番号、FAX番号、担当者名を含む。）が記載された書類を含むものとする。

- (1) 報告書（A4版縦左綴・印刷）1部
- (2) 報告書概要版（A3、2枚程度）1部
- (3) 報告書の電子データ（CD、DVDなど記録媒体）一式
- (4) 業務において制作・作成した物品 一式

5 業務内容

本業務における業務内容は以下の通りとする。

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回実施する。

(2) アンケート集計

ア 試行地域内アンケート調査

(ア) アンケート調査概要

アンケートは、設問9項目（うち選択肢内の自由記載1項目（平均20字想定）、自由記載1項目（平均字数100字想定）、属性7項目（うち選択肢内の自由記載2項目（それぞれ平均字数10字想定））の設問数としている。

調査票は、4月20日の送付期限としている。随時受託者へ引き渡しを行うが、最終引き渡し日については、別途担当職員と協議を行うこと。

受託者は、受領した封筒を随時開封し、封筒に調査票記載のIDを付し、適切に管理すること。なお、集計終了後、調査票等は担当職員に返還すること。

5(2)アのみ、アンケートフォームでの回答方法も採用していることから、集計結果については、csv形式で受託者へ引き渡す。

(イ) アンケート配布物種類及び部数

| 配布物種類 | 配布数(部) |
|-----------------------------|---------|
| 試行地域① 現行→圧雪除雪 (A3両面：1枚) | 約13,000 |
| 試行地域② 現行→往復かき分け除雪 (A3両面：1枚) | 約11,000 |
| 試行地域③ 計画圧雪→圧雪除雪 (A3両面：1枚) | 約9,000 |
| 合計(部) | 約33,000 |

(ウ) 集計作業

調査票の各設問に係る入力・集計等について、以下のとおり行うこと。

A 単純集計

すべての設問と属性項目を単純集計すること。

B クロス集計

すべての設問と属性項目をクロスして集計すること。

C 自由記載

調査票“その他()欄の記載事項”の整理は、調査票No、性別、年齢別、該当区、記載内容(原文のまま)を一覧表にすること。

なお、業務の完了後に担当職員が当該入力データを基に、検索・ソートなどの作業を行うので、Excelで作成すること。

D 集計種別

- ・全体
- ・区別
- ・18地区別
- ・50町内会別
- ・住宅形式別
- ・新雪除雪手法別

E 回収数

回収数は、約6,400部を想定している。

イ 試行地域町内会役員アンケート

(ア) アンケート調査概要

アンケートは、自由記載（平均字数 100 字想定）の設問 1 項目としている。

調査方法は、アンケートを想定している。

調査票は、4 月 30 日の送付期限としている。随時受託者へ引き渡しを行うが、最終引き渡し日については、担当職員と協議を行うこととする。

受託者は、受領した調査票に一連番号を付し、適切に管理することとし、集計終了後担当職員に返還すること。

(イ) 集計作業

調査票の各設問に係る入力・集計等について、以下のとおり行うこと。

A 単純とりまとめ

調査票の各設問に係る入力・集計等について、調査票No.、町内会別、該当区、記載内容（原文のまま）を Excel で一覧表に作成すること。

B 意見集約

単純とりまとめを行った記載内容について以下の分類毎に意見集約を行う。

- ・全体
- ・区別
- ・18 地区別
- ・新雪除雪手法別

C 回収数

回収数は約 50 部を想定している。

ウ 道路維持除雪業務受託者アンケート

(ア) アンケート調査概要

アンケートは、設問7項目（うち選択肢内の自由記載10項目、平均字数70字程度想定）、自由記載1項目（平均字数100字程度想定）、属性3項目（自由記載）の設問数としている。

調査方法は、アンケートを想定している。

調査票は、4月27日の送付期限としている。随時受託者へ引き渡しを行うが、最終引き渡し日については、担当職員と協議を行うこととする。

受託者は、受領した調査票に一連番号を付し、適切に管理することとし、集計終了後担当職員に返還すること。

(イ) 集計作業

A 単純とりまとめ

調査票の各設問に係る入力・集計等について、調査票No.、該当地区、業者名、記載内容（原文のまま）をExcelで一覧表に作成すること。

B 意見集約

単純とりまとめを行った記載内容について、以下の分類毎に意見集約を行う。

- ・全体
- ・区別
- ・18地区別
- ・新雪除雪手法別

C 回収数

回収数は約30部を想定している。

(3) 報告書・成果品作成

下記ア及びイのデータ（Word 形式及び Excel 形式）を入力した CD-ROM 等を 1 部、紙媒体で 1 部提出すること。

ア 集計表

(ア) 上記 5 (2) の集計結果を帳票で提出すること。(Excel 形式) (実数、%表示で 1 部作成。漢字・かな表記とする。)

(イ) 回収した調査票の内容を入力した生データを提出すること。

(ウ) 欄外等に記入された意見などもデータに記録し、提出すること。記入方法については、作業前に発注者と協議すること。

イ 結果報告書

上記 5 (2) の集計結果をまとめた報告書 (Word 形式) を作成すること。作成にあたっては、グラフ、表を用いること。

分析コメントについては、特異の数値に関する分析結果等を記載すること。

(ア) 概要版：上記 5 (2) の集計結果について、以下の分類を参考に A 3 判 1 ~ 2 枚程度にとりまとめを行うこと。特筆すべき事項がある場合には、下記項目を変更する必要があるため、作成前に発注者と協議すること。

- ・全体
- ・区別
- ・18 地区別
- ・50 町内会別

(イ) 本編：上記 5 (2) の集計結果の単純集計及びクロス集計について、A 4 版・長辺綴じとして、紙で 1 部提出する。

(ウ) グラフは、モノクロ印刷する場合でも見やすい配色を心掛けて作成すること。

(エ) 担当職員の承認を得るまで校正を受けること。

6 その他

- ・ 5 (2) アの単純集計結果(ローデータ)は、6 月 9 日までに担当職員に報告すること。ただし、回収数の増加等により、報告日までに提出することが困難な場合には、別途担当職員と協議を行うこと。
- ・ アンケート調査票の回収数は、見込み数量であり増減する可能性があるが、原則として、当該数量の増減が特に著しいと担当職員及び受託者双方が認める場合を除き、契約金額の変更は行わない。
- ・ クロス集計及び意見集約の項目について、「生活道路の新たな除雪方法の試行」の取組の動向により変更となる可能性がある。着手後に発注者と協議すること。
- ・ 個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- ・ 今後、過年度のアンケート結果との比較検討を実施する予定である。必要に応じ、過年度成果品を受託者に貸与する。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議を行うこと。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に

対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないこと
よって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を
賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略すること
とする。

令和5年度 生活道路の新たな除雪方法の試行に係るアンケート集計業務

内訳書

| | | |
|----|---------|---|
| | 総委託費 | 円 |
| 一金 | 業務価格 | 円 |
| | 消費税等相当額 | 円 |

内 訳

| 名 称 | 細目 | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------|----------------------|----|-----|-----|-----|---------------|
| 直接人件費 | 打合せ | 式 | 1 | | | 単算1 |
| | 開封・整理 | 式 | 1 | | | 単算2 |
| | アンケート集計 (地域向け) | 式 | 1 | | | 単算3 |
| | アンケート集計 (町内会役員向け) | 式 | 1 | | | 単算4 |
| | アンケート集計 (除雪事業者向け) | 式 | 1 | | | 単算5 |
| | 報告書作成 | 式 | 1 | | | 単算6 |
| 直接人件費計 | | | | | | ① |
| 直接原価 | | | | | | ②=① |
| 諸経費 | | | | | | 国積算基準) P1-1-3 |
| 業務価格 | | | | | | ④=②+③ |
| 消費税相当額 | | | | | | 業務価格の10% |
| 総委託費 | | | | | | |
| | | | | | | |

札幌市

令和5年度 生活道路の新たな除雪方法の試行に係るアンケート集計業務 単価算出調書

| No | 細目 | 単位 | 単価 | 積算の基礎 | 備考 |
|----|----------------------|----|----|----------------|-----------------|
| 1 | 打合せ 着手時・成果品納入時 | 式 | 円 | 測量技師 × 1.50 = | 見積 合計2回 |
| | | | | 測量技師補 × 1.50 = | |
| | | | | 測量助手 × = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 1.00 = | |
| | | | | 小計 = | |
| 2 | 開封・整理 | 式 | 円 | 測量技師 × = | 見積 約4,000部想定 |
| | | | | 測量技師補 × = | |
| | | | | 測量助手 × = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 5.00 = | |
| | | | | 小計 = | |
| 3 | アンケート集計 (地域向け) | 式 | 円 | 測量技師 × = | 見積 約6,400部想定 |
| | | | | 測量技師補 × 9.00 = | |
| | | | | 測量助手 × 38.0 = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 20.0 = | |
| | | | | 小計 = | |
| 4 | アンケート集計 (町内会役員向け) | 式 | 円 | 測量技師 × = | 見積 約50部想定 |
| | | | | 測量技師補 × 2.00 = | |
| | | | | 測量助手 × = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 3.80 = | |
| | | | | 小計 = | |
| 5 | アンケート集計 (除雪事業者向け) | 式 | 円 | 測量技師 × = | 見積 約30部想定 |
| | | | | 測量技師補 × 2.30 = | |
| | | | | 測量助手 × = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 5.00 = | |
| | | | | 小計 = | |
| 6 | 報告書作成 | 式 | 円 | 測量技師 × 1.80 = | 見積 |
| | | | | 測量技師補 × 5.30 = | |
| | | | | 測量助手 × = | |
| | | | | 測量補助員 × = | |
| | | | | 軽作業員 × 7.50 = | |
| | | | | 小計 = | |

札幌市